公益財団法人全国市町村研修財団定款

平成２４年１０月１５日
改正　平成２５年　７月　１日

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人全国市町村研修財団と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、市町村の職員等に対する高度の研修を行うなど、市町村の人材育成の推進、行政運営の円滑化を図り、もって地方自治の振興に資することを目的とする。
（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　市町村の職員（議会議員、長その他特別職にある者を含む。）をはじめ、地域社会の振興の担い手となる人々に対する高度の研修
⑵　人材育成に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
⑶　市町村等が行う人材育成に対する協力
⑷　その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第３章　財産及び会計

（財産の種別）
第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
⑴　設立当初の財産目録のうち基本財産として記載された財産
⑵　基本財産とすることを指定して寄附された財産
⑶　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産
３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　事業計画書等を作成した場合は、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更した場合も、同様とする。

３　事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　正味財産増減計算書

⑸　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

⑹　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第１０条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４

８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の設置）

第１１条　この法人に評議員６名以上１２名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

⑴　各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑵　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（イ）　国の機関

（ロ）　地方公共団体

（ハ）　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

（ニ）　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

（ホ）　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（ヘ）　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

４　評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

５　前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決議しなければならない。

⑴　当該候補者が補欠の評議員である旨

⑵　当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

⑶　同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

６　第４項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第１３条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１４条 評議員に対して、各年度の総額が２００万円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。

２　評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

３　第１項の報酬等の支給の基準及び前項に定める費用弁償の支払基準は、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

⑴　理事及び監事の選任又は解任

⑵　理事及び監事に対する報酬等の支給の基準並びに費用弁償の支払基準

⑶　評議員に対する報酬等の支給の基準並びに費用弁償の支払基準

⑷　貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

⑸　定款の変更

⑹　残余財産の処分

⑺　基本財産の処分、担保提供又は除外の承認

⑻　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１９条　評議員会の議長は、評議員会で互選された評議員がこれに当たる。

（決議）

第２０条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任

⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準

⑶　定款の変更

⑷　基本財産の処分、担保提供又は除外の承認

⑸　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第２１条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に

ついて、その事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２２条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長及びその評議員会において選出された議事録署名人２名が記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２４条　この法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　８名以上１２名以内

⑵　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第１９７条で準用する同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

５　理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（役員の報酬等）

第３０条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を、評議員会の決議により別に定める支払基準によって、弁償することができる。

（役員の責任の免除）

第３１条　この法人は、役員の一般社団・財団法人法第１９８条で準用する同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第３２条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３３条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長がやむを得ない事情により理事会に出席できないときは、副理事長が議長を務める。

３　理事長、副理事長のいずれもがやむを得ない事情により理事会に出席できないときは、常務理事が議長を務める。

（決議）

第３６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３７条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第３８条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２６条第５項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長又は副理事長を選定する理事会の議事録については、他の出席した理事も記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４０条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１２条についても適用する。

（解散）

第４１条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４２条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に、この法人と類似の目的を有する他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４３条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　事務局等

（事務局）

第４４条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事長が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

（事業実施組織）

第４５条　第４条の事業を行う組織として、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所を置く。

２　前項の研修所には、学長及び所要の職員を置き、理事長が任免する。

３　理事長は、学長を任免するときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

４　第１項の研修所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１１章　補則

（委任）

第４７条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議

により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該解散した特例民法法人として最後の事業年度の末日とし、設立の登記の日をこの法人として最初の事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事たる理事長は森民夫とし、最初の代表理事たる副理事長は藤原忠彦とし、最初の業務執行理事たる常務理事は鈴木武とする。